東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例

最終改正 令和四年三月三十一日 条例第三十四号(平成十六年三月三十一日 条例第九十五号)

(目的)

第一条 この条例は、宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭

和二十七年法律第百七十六号。以下「法」という。)第二条第三

号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)が、専ら居

住を目的とする建物(建物の一部を含む。以下「住宅」という。)

の賃貸借に伴い、あらかじめ明らかにすべき事項を定めること

等により、住宅の賃貸借に係る紛争の防止を図り、もって都民

の住生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(宅地建物取引業者の説明等の義務)

第二条 宅地建物取引業者は、住宅の賃貸借の代理又は媒介をす

る場合は、当該住宅を借りようとする者に対して法第三十五条

第一項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含

む。)の規定により行う同項各号に掲げる事項を記載した書面の

交付又は当該事項の説明に併せて、次に掲げる事項について、

これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならな

い。ただし、当該住宅を借りようとする者が宅地建物取引業者

当該書面についての説明を要しないものとする。

一 退去時における住宅の損耗等の復旧並びに住宅の使用及び

である場合は、

収益に必要な修繕に関し東京都規則

。 以 下

「規則」という。)

で定める事項

二 前号に掲げるもののほか、住宅の賃貸借に係る紛争の防止

を図るため、あらかじめ明らかにすべきこととして規則で定

める事項

2 宅地建物取引業者は、前項の規定による書面(前項各号に掲

げる事項に係るものに限る。)の交付に代えて、規則で定めると

ころにより、住宅を借りようとする者の承諾を得て、当該書面

に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する

方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって

規則で定めるものにより提供することができる。この場合にお

いて、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみ

なす。

(紛争の防止のための措置)

第三条 知事は、住宅の賃貸借に係る紛争の防止のために必要な

措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の聴取等)

第四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、宅地建

物取引業者に対し、その業務に関する報告又は資料の提出を求

めることができる。

(指導及び勧告)

第五条 知事は、宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当

する場合は、当該宅地建物取引業者に対し、書面の交付若しく

は説明を行い、又は報告若しくは資料の提出をし、若しくは智

告若しくは資料の内容を是正するよう指導及び勧告をすること

ができる。

一(第二条第一項の規定による書面の交付又は説明の全部又は

一部を行わなかったとき。

二 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚

偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(公表等)

第六条 知事は、前条の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧

告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該

勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与

えるものとする。

(委任)

第七条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行につい

て必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

**附 則**(平成二十九年条例第六十七号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に締結された契約に係る指導及び勧告

については、なお従前の例による。

附 則(令和四年条例第三十四号)

(施行期日)

1 この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の書面の交付に係る指導及び勧告につ

いては、なお従前の例による。